

26 日 獣 発 第 47 号

平成 26 年 5 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則に基づき、
農林水産大臣が指定する施設の一部変更について**

このことについて、平成 26 年 5 月 12 日付け 26 消安第 884 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしく願いたいします。

このたびの通知は、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成 11 年農林水産省令第 83 号) 第 4 条の規定に基づき、平成 26 年 5 月 12 日農林水産省告示第 648 号(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第 4 条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第 2 号に掲げる地域の項の下欄第 1 号及び第 2 号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件) が別紙のとおり公布された旨、了知の上、本会会員に周知と動物検疫への協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



26消安第884号
平成26年5月12日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省 消費・安全局長



感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布について

今般、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第4条の規定に基づき、平成26年5月12日農林水産省告示第648号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたので、お知らせいたします。

ついては、このことについて御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○独立行政法人奄美群島振興開発基金
に関する省令の一部を改正する省令
(財務・国土交通)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団
体の届出事項の異動の届出があつた
ので公表する件(総務一八一)

○戸籍が滅失した件(法務二二二)

○難民認定証明書が効力を失つた件
(同二二三)

○感染症の病原体を媒介するおそれの
ある動物の輸入に関する規則第四条
の規定に基つき、同条の表の輸入可
能地域のうち第二号に掲げる地域の
項の下欄第一号及び第二号の農林水
産大臣が指定する施設を定める件の
一部を改正する件(農林水産六四八)

○少数生産車の型式を承認した件
(経済産業・国土交通・環境一五)

○国土交通省所管の補助金等の交付に
関する事務の一部を都道府県の知事
が行うこととなつた件の一部を改正
する件(国土交通五三九)

○砂防法第二条の土地を指定する件
(同五四〇～五四二)

○海上における射撃訓練を実施する件
(防衛八六〇九二、九七、九八)

○海上における射撃訓練等を実施する
件(同九三〇九六)

○道路に関する件
(近畿地方整備局八九)

○道路に関する件
(九州地方整備局一二三)

○住宅の品質確保の促進等に関する法
律の規定により登録住宅性能評価機
関の代表者名等を変更した件
(北海道開発局七九)

○都市計画に関する件
(沖縄総合事務局三四)

○人事異動)

〔国会事項〕

財務省 栃木県 埼玉県 東京都 神
奈川県 三重県 兵庫県 広島県 愛
媛県 大阪市

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十六年年度浄化槽管理士試験の実
施について(環境省)

〔公 告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別
清算、再生関係

特殊法人等
厚生労働省共済組合定款の一部変
更、企業年金基金変更関係
会社その他

省 令

○財務省省令第二号
国土交通省省令第二号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振
興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成二
十六年法律第六号)の施行に伴い、独立行政法人
奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正
する省令を次のように定める。
平成二十六年五月十二日

財務大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 太田 昭宏

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関す
る省令の一部を改正する省令

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省
令(平成十六年財務省省令第三号)の一部を次
のように改正する。

第二条第一号中「第十七条第一号」を「第五十
条第一号」に改め、同条第二号中「第十七条第二
号及び第三号」を「第五十条第二号及び第三号」
に改め、同条第三号中「第十七条第四号」を「第
五十条第四号」に改める。

第九条第一項第一号中「第十七条第一号」を「第
五十条第一号」に改め、同項第二号中「第十七
条第二号及び第三号」を「第五十条第一号及び第三
号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項」を
「第五十二条第一項」に改める。

第十三条中「第二十条第一項」を「第五十三
条第一項」に改める。
第十四条中「第二十一条第一項」を「第五十四
条第一項」に改める。
附則第二条から第四条までを削る。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第百八十一号
政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成二十六年五月十二日 総務大臣 新藤 義孝

政治団体の名称 異動事項 新
日本共産党中央委員 会計責任者の 岩井 鐵也
会 氏名
みんなの党 代表者の氏名 浅尾慶一郎

○法務省告示第百三十一号
長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月十二日までに、同市長に対して、次の手続をしなくてはならない。
一 当該戸籍に係るある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二 前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
注 意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
○農林水産省告示第百四十八号
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成十一年農林水産省令第八十三号)第四條の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四條の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十六年五月十二日 農林水産大臣 林 芳正

表ツアニー・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設の項を削り、同表ティエン・フリー・カンボジア・アニマル・ブリーディング・リサーチ・センターの施設の項の次に次のように加える。
オリエント・カム・カンパニー・リミテッドの施設
カンボジア王国 コンボンチユナン州ローリ・アップ・イア郡
表アンコール・ブライメイツ・センター・インコーポレーションの施設の項の次に次のように加える。
ヴァニト・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設
カンボジア王国 プノンペン郡ミンチエー区
表イナリサーチ・フィリピンズの施設の項及びサイエントイフック・ブライメイツ・フィリピンスの施設の項を削る。

○法務省告示第百三十二号
長野県小県郡上田町大字常盤城千七百五十一番地
池田 孝三
○法務省告示第百三十三号
長野県小県郡上田町大字常盤城千七百五十一番地
池田 孝三
○法務省告示第百三十四号
長野県小県郡上田町大字常盤城千七百五十一番地
池田 孝三
○法務省告示第百三十五号
長野県小県郡上田町大字常盤城千七百五十一番地
池田 孝三
○法務省告示第百三十六号
長野県小県郡上田町大字常盤城千七百五十一番地
池田 孝三

○国土交通省告示第十五号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二條第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。
平成二十六年五月十二日

承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 U-4
承認事業者の氏名又は名称 イワフジ工業株式会社
承認事業者の住所 石川県奥州市水谷区字夜鷹敷西5番地1

承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 U-4
承認事業者の氏名又は名称 CG
承認事業者の住所 〃
承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 CT
承認事業者の氏名又は名称 〃
承認事業者の住所 〃
承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 CT-1
承認事業者の氏名又は名称 〃
承認事業者の住所 〃
承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 500BS
承認事業者の氏名又は名称 〃
承認事業者の住所 〃

○国土交通省告示第十六号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二條第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。
平成二十六年五月十二日
承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 S-15
承認事業者の氏名又は名称 株式会社シロタ
承認事業者の住所 大阪府門真市東江端町8番43号

○国土交通省告示第十七号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二條第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。
平成二十六年五月十二日
承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 KDP-M
承認事業者の氏名又は名称 株式会社大原鉄工所
承認事業者の住所 新潟県長岡市城岡二丁目8番1号

○国土交通省告示第十八号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二條第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。
平成二十六年五月十二日
承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 C70A
承認事業者の氏名又は名称 ヤンマー株式会社
承認事業者の住所 大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

○国土交通省告示第十九号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二條第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。
平成二十六年五月十二日
承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 C70A
承認事業者の氏名又は名称 ヤンマー株式会社
承認事業者の住所 大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

○国土交通省告示第二十号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二條第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。
平成二十六年五月十二日
承認番号 NS2-V
特定特殊自動車の車名及び型式 C70A
承認事業者の氏名又は名称 ヤンマー株式会社
承認事業者の住所 大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

○ 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件（平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
施設	所在地	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	ヴァニー・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設	カンボジア王国 カンダル州キーン・スヴァイ郡
テイエン・フリー・カンボジア・アニマル・ブリーディング・リサーチ・センターの施設	(略)	テイエン・フリー・カンボジア・アニマル・ブリーディング・リサーチ・センターの施設	(略)
オリエント・カム・カンパニー・リミテッドの施設	カンボジア王国 コンポンチュナン州ローリ・アツプ・イアー郡	(新設)	(新設)
アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーション	(略)	アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーション	(略)

の施設	ウァニー・バイオリサーチ・コ ーポレーション・リミテッドの 施設	カンボジア王国 プノンペン都 ミンチェーイ区	の施設	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	フィリピン共和国 ラグナ州ビ ナン町	(略)
(削る)	(削る)	イナリサーチ・フィリピンの 施設	フィリピン共和国 リサール州 タナイ町	(略)
(略)	(略)	サイエンティフィック・プライ メイツ・フィリピナスの施設	(略)	(略)